

令和5年第3回阿波市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 令和5年8月28日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（18名）

1番 黒川理佳	2番 檜原浩二
3番 野口加代子	4番 竹内政幸
6番 武澤豪	7番 北上正弘
8番 後藤修	9番 坂東重夫
11番 笠井安之	12番 中野厚志
13番 笠井一司	14番 檜原伸
15番 松村幸治	16番 吉田稔
17番 木村松雄	18番 阿部雅志
19番 原田定信	20番 三浦三一

欠席議員（2名）

5番 原田健資	10番 藤本功男
---------	----------

会議録署名議員

3番 野口加代子	4番 竹内政幸
----------	---------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 町田寿人	副市長 安丸学
副市長 木下修一	教育長 高田稔
企画総務部長 坂東孝一	市民部長 岩野竜文
健康福祉部長 稲井誠司	産業経済部長 森克彦
建設部長 高田敬二	水道部長 吉岡宏
教育部長 森友邦明	企画総務部次長 大倉洋二
危機管理局長 小松隆	市民部次長 古川秀樹
健康福祉部次長 笠井孝彦	産業経済部次長 岡本正和
教育部次長 佐藤正彦	教育部次長 酒巻達也
吉野支所長 住友勝次	土成支所長 鈴田直城
阿波支所長 大塚清	農業委員会事務局長 相原繁喜
監査事務局長 坂東明	水道部次長 吉成永吾

会計管理者 川 人 啓 二

財 政 課 長 藤 井 信 良

代表監査委員 中 野 修 一

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 大 森 章 司

事務局議事総務課長 松 永 祐 子

事務局議事総務課長補佐 藤 岡 知 寛

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 議案第 4 8 号 令和 5 年度阿波市一般会計補正予算（第 5 号）について
- 日程第 5 議案第 4 0 号 令和 4 年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議案第 4 1 号 令和 4 年度阿波市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第 4 2 号 令和 4 年度阿波市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第 4 3 号 令和 4 年度阿波市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第 4 4 号 令和 4 年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 0 議案第 4 5 号 令和 4 年度阿波市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 1 議案第 4 6 号 令和 4 年度阿波市御所財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 2 議案第 4 7 号 令和 4 年度阿波市水道事業会計決算認定について
- 日程第 1 3 議案第 4 9 号 令和 5 年度阿波市一般会計補正予算（第 6 号）について
- 日程第 1 4 議案第 5 0 号 令和 5 年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 1 5 議案第 5 1 号 阿波市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 6 議案第 5 2 号 阿波市印鑑登録条例の一部改正について
- 日程第 1 7 議案第 5 3 号 阿波市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 1 8 報告第 5 号 令和 4 年度阿波市健全化判断比率及び資金不足比率について

て

日程第19 請願第2号 森林整備を一層推進するための森林環境譲与税の譲与基準  
の見直しに関する請願

午前10時00分 開会

○議長（笠井一司君） 現在の出席議員は18名で定足数に達しており、議会は成立しました。

開会に先立ちまして、四国市議会議長会並びに全国市議会議長会から表彰を受けられました議員の皆様に対しまして表彰状の伝達を行います。

事務局長が名前を申し上げますので、演台までお越しくくださいますようお願い申し上げます。

○議会事務局長（大森章司君） それでは、四国市議会議長会被表彰者のお名前を申し上げます。

特別表彰、28年以上議員として三浦議員、12年以上議員として吉田議員……。

（「もうちょっと大きい声でお願いします」と呼ぶ者あり）

○議会事務局長（大森章司君） すみません。12年以上議員として松村議員が表彰されました。どうぞ演台の前までお越しくください。

なお、表彰状の授与につきましては、表彰状の朗読にとどめ、散会後に各議員へお渡しいたしますのでご了承ください。

○議長（笠井一司君） 表彰状。阿波市、三浦三一殿。あなたは市議会議員在職28年の長きにわたってよく市政の発展に尽くされ、その功績は特に顕著なものがあるので、ここに本会表彰規程により特別表彰として表彰します。令和5年6月8日、四国市議会議長会会長、松山市議会議長渡部克彦。

おめでとうございます。（拍手）

表彰状。阿波市、吉田稔殿。あなたは市議会議員在職12年の長きにわたってよく市政の発展に尽くされ、その功績は特に顕著なものがあるので、ここに本会表彰規程により特別表彰として表彰します。令和5年6月8日、四国市議会議長会会長、松山市議会議長渡部克彦。

おめでとうございます。（拍手）

表彰状。阿波市、松村幸治殿。あなたは市議会議員在職12年の長きにわたってよく市政の発展に尽くされ、その功績は特に顕著なものがあるので、ここに本会表彰規程により特別表彰として表彰します。令和5年6月8日、四国市議会議長会会長、松山市議会議長渡部克彦。

おめでとうございます。（拍手）

○議会事務局長（大森章司君） それでは、席にお戻りください。

続きまして、全国市議会議長会表彰者のお名前を申し上げます。

全国市議会議長会評議員及び都市問題に関する特別委員会委員としての功績に対し、笠井一司議員に感謝状が贈呈されました。

どうぞ演台の前をお願いします。

感謝状の伝達を吉田副議長よりお願いいたします。

○副議長（吉田 稔君） 感謝状。阿波市、笠井一司殿。あなたは全国市議会議長会評議員として会務運営の重責に当たられ、本会の使命達成に尽くされた功績は誠に顕著なものがありますので、第99回定期総会に当たり、深甚な感謝の意を表します。令和5年6月14日、全国市議会議長会会長坊恭寿。（拍手）

感謝状。阿波市、笠井一司殿。あなたは全国市議会議長会都市問題に関する特別委員会委員として会務運営の重責に当たられ、本会の使命達成に尽くされた功績は誠に顕著なものがありますので、第99回定期総会に当たり、深甚な感謝の意を表します。令和5年6月14日、全国市議会議長会会長坊恭寿。（拍手）

○議会事務局長（大森章司君） それでは、席にお戻りください。

○議長（笠井一司君） 今回表彰されました議員の皆様の長年のご活動に対しまして深甚なる敬意を表しますとともに心よりお祝いを申し上げます。今後とも健康に留意され、市政発展のため、ますますご活躍されますことをご期待申し上げます。

以上で表彰状の伝達を終わります。

ただいまから令和5年第3回阿波市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を申し上げます。

まず、議長会関係会議の報告を申し上げます。

先ほどの表彰状の伝達にもありましたとおり、6月8日に松山市において第85回四国市議会議長会定期総会が開催され、正副議長が出席いたしました。また、6月14日に東京都において第99回全国市議会議長会定期総会が開催され、議長が出席いたしました。

次に、組合関係、その他についてご報告申し上げます。

組合関係といたしまして、7月5日に徳島中央広域連合議会臨時会、その他といたしまして、6月8日に阿波市農業再生協議会通常総会、17日に阿波市障がい者スポーツ・レクリエーション大会、20日に阿波市シルバー人材センター定時総会、26日に徳島駅伝

阿波市選手強化委員会総会、28日に阿波市緑と森づくり委員会、7月4日に阿波市土地改良区連絡協議会総会、7日に阿波市まち・ひと・しごと創生本部有識者会議、14日に国道193号（脇町・塩江間）整備促進期成同盟会定期総会、19日に徳島県市町村議会議員公務災害補償等組合議会臨時会、24日に阿波市防犯協会総会、28日に阿波市勤労青少年ホーム運営委員会、29日に一般県道宮川内牛島停車場線「吉野工区」開通式、8月2日に西条大橋沿線及び国道318号の改良促進期成会総会、5日に日独スポーツ少年団同時交流事業合同受入式、8日に徳島県後期高齢者医療広域連合議会定例会及び全員協議会、10日に四国土砂防災ネットワーク議員連盟総会、27日に徳島県戦没者追悼式が開催され、関係議員と共に出席いたしました。

次に、教育委員会から、令和4年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価に関する報告書の提出がありましたので、お手元に配付をしております。

次に、監査委員から、令和5年5月から7月分の例月現金出納検査及び監査結果報告書が議長宛てに提出されています。

以上の件については、関係書類を議会事務局に保管していますので、ご高覧ください。

次に、市長からお手元に配付のとおり、議案等の提出通知がありましたのでご報告しておきます。

諸般の報告は以上のとおりであります。

これより本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付いたしてあります日程表のとおりです。

~~~~~

#### **日程第1 会議録署名議員の指名について**

○議長（笠井一司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、3番野口加代子さん、4番竹内政幸君の両名を指名いたします。

~~~~~

#### **日程第2 会期の決定について**

○議長（笠井一司君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の決定については、8月21日に議会運営委員会が開かれておりますので、結果について委員長の報告を求めます。

原田定信議会運営委員長。

○議会運営委員長（原田定信君） おはようございます。

議会運営委員会の協議の結果について報告を申し上げます。

令和5年第3回阿波市議会定例会の運営協議のため、8月21日午前9時から委員会室において、正副議長及び委員8名、理事者側から市長、副市長、企画総務部長ほか担当職員の出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

まず、今定例会の会期については、慎重に協議をいたしました結果、本日8月28日から9月21日までの25日間に決定をいたしました。

議事日程については、既に配付をしてあります日割り表のとおり、本日は諸般の報告、行政報告、提出議案の説明、決算審査特別委員会設置を予定いたしております。

また、議案第48号については先議を予定いたしております。

9月7日の本会議は午前10時に開会いたしまして、代表質問、一般質問を予定しており、9月8日は午前10時に開会し一般質問、9月11日は午前10時に開会し一般質問、その後、議案に対しての質疑、各委員会への付託を予定いたしております。

次に、9月12日午前9時30分から決算審査特別委員会、9月13日は午前10時から総務常任委員会、9月14日は午前10時から文教厚生常任委員会、9月15日は午前10時から産業建設常任委員会を予定いたしております。

次に、9月21日は午前10時から本会議を開会し、各常任委員会委員長の報告、質疑、討論、採決を行い、閉会を予定いたしております。

次に、代表質問、一般質問、質疑通告書の締切りは、明日8月29日の正午となっております。円滑な議会運営ができますよう、議員並びに理事者のご協力をよろしくお願いいたします。報告といたします。

以上。

○議長（笠井一司君） お諮りいたします。

本定例会の会期については、本日から9月21日までの25日間とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） ご異議なしと認めます。よって、会期を本日から9月21日までの25日間と決定いたしました。

~~~~~



### 日程第3 行政報告

○議長（笠井一司君） 日程第3、行政報告を市長に求めます。

町田市長。

○市長（町田寿人君） おはようございます。

本日は、令和5年第3回阿波市議会定例会を招集しましたところ、笠井一司議長、吉田副議長はじめ議員各位におかれましては、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。また、日頃は市行政全般にわたりまして格別のご支援、ご協力をいただいておりますことに、心から厚く御礼を申し上げます。

先ほど全国市議会議長会から感謝状の伝達を受けられました笠井一司議長におかれましては、全国市議会議長会評議員及び都市問題に関する特別委員会委員としてのご功勞に対しまして心から敬意を表するとともに、お祝いを申し上げます。

また、四国市議会議長会から表彰の伝達を受けられました三浦三一議員、吉田稔議員、松村幸治議員におかれましては、長年のご功績に対しまして心から敬意を表するとともに、お祝いを申し上げます。

それでは、開会に当たり、市政の重要課題等についてご報告を申し上げます。

初めに、企業立地についてでございますが、令和4年7月25日に企業立地に関する連携協定を締結し、新工場の建設が円滑に進むようご支援をさせていただいております株式会社ヨコタコーポレーション様につきましては、地域の皆様のご協力もあり、必要な諸手続が完了したことから、いよいよ9月から造成工事に着手する運びとなりました。令和6年中の操業開始を目指し、造成工事完了後、速やかに建築工事に着工する予定であると伺っております。

このたびの新工場建設に併せ、従業員の増員も予定しているとのことであり、新たな雇用の創出に大きな期待を寄せているところであります。新工場の一日も早い操業開始に向け、引き続きしっかりと支援をまいります。

次に、順次行政報告を申し上げます。

最初に、新型コロナウイルスワクチン接種についてでございます。

新型コロナウイルス感染症は、今年の5月に感染症法上の位置づけが5類に引き下げられ、様々な制限についても緩和される一方で、ワクチン接種については、特例臨時接種としての措置が令和6年3月末まで延長されております。

本市においては、一、二回の初回接種を終えられた全ての市民の皆様を対象に、9月下

旬からワクチン接種を開始してまいります。この接種におきましても、今までと同様に市内接種医療機関による個別接種で対応する予定といたしております。

引き続き、阿波市医師会をはじめとする関係機関の皆様と連携を図りながら接種体制の確保に努め、接種を希望する市民の皆様が安心して接種を受けることができるよう取り組んでまいります。

次に、市政情報の発信についてでございます。

昨年度より、市政に関する情報について阿波市ケーブルネットワークを活用した番組を制作し、情報発信をしております。内容につきましては、令和4年度の主な取組のほか、令和5年度からの新たな取組、各部局からの最新情報など、市政に関するご報告、自治会長の皆さんからの意見、提言に対するご回答などを放送させていただいております。

今後におきましても、より多くの市民の皆さんに市政に対するご理解をいただけますよう、施策や事業などについて様々な媒体を利用し、積極的な情報発信に努めてまいります。

次に、先月29日、本市と吉野川市を結ぶ一般県道宮川内牛島停車場線吉野工区が完成し、その開通式が徳島県知事後藤田正純様、国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所長関健太郎様、徳島県議会議員寺井正邇様をはじめ、多くの関係者の皆様のご出席のもと、盛大に執り行われました。

当工区の完成は、地域の皆様の利便性の向上はもとより、吉野川北岸における東西交通の要である主要地方道鳴門池田線とのアクセスが向上し、地域間の交流、連携が一層強化されるものと期待しているところでございます。

次に、今月5日、日独スポーツ少年団交流事業により、ドイツスポーツ少年団の団員が阿波市を訪れ、市役所で徳島県・阿波市合同受入式が行われました。

台風6号などの影響により、予定していた行事を全て執り行うことはできませんでしたが、様々な機会を通して国際交流活動の促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、昨日27日、あわぎんホールにおきまして、徳島県知事、各市町村長、戦没者遺族の方などが多数出席のもと、令和5年度徳島県戦没者追悼式が開催されました。

さきの大戦における県内戦没者等を追悼するとともに、恒久平和を祈念いたしました。

次に、国等に対する要望活動などについて報告をさせていただきます。

初めに、国営かんがい排水事業吉野川北岸二期地区についてでございます。

国営かんがい排水事業につきましては、近年の営農形態の変化により求められる用水の

効率化、建築後30年以上が経過した施設の老朽化対策、また耐震化対策を推進するため、令和2年度から国の直轄事業として進められているところであり、国営吉野川北岸二期土地改良事業推進協議会の会長といたしまして、本地区の着実な事業推進のため、その早期完成や予算確保、また電気料金の値上げに伴う農業水利施設の維持管理費用に対する支援について、先月14日には徳島県知事に、同月27日には中国四国農政局長に対しまして、さらに今月3日には衆議院議員山口俊一様、徳島県議会議員寺井正邇様、お二人にご同行をいただき、農林水産省に対しまして要望活動を行いました。

次に、先月19日、全国高速道路建設協議会総会が東京都の砂防会館で開催され、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に必要な財源確保をはじめ、暫定2車線区間の4車線化、スマートICの整備などを求める総会決議を採択するとともに、総会終了後には県選出国會議員への要望活動を行いました。

国等への要望活動、政策提言につきましては、本市の重要施策の推進に欠かせないものとなっていることから、今後におきましても機会あるたびに積極的に行ってまいりたいと考えております。

以上、報告申し上げ、開会に当たりましての行政報告とさせていただきます。

~~~~~

#### 日程第4 議案第48号 令和5年度阿波市一般会計補正予算（第5号）について

○議長（笠井一司君） 日程第4、議案第48号令和5年度阿波市一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町田市長。

○市長（町田寿人君） 本日追加提案させていただいております議案第48号令和5年度阿波市一般会計補正予算（第5号）につきましては、緊急性の観点から先議をお願いしたいので、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は令和5年10月22日執行予定の参議院議員補欠選挙に伴うもので、追加補正予算額は1,760万円でございます。

議案内容の詳細につきましては、この後担当部長より説明いたしますので、十分ご審議の上、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、提出されております議案について補足説明を求めます。

坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） それでは、今議会に提案をさせていただいております議案第48号令和5年度阿波市一般会計補正予算（第5号）について補足説明をさせていただきます。

令和5年度阿波市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,760万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ204億3,190万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和5年8月28日提出、阿波市長。

この補正予算（第5号）につきましては、令和5年10月22日執行予定の参議院議員補欠選挙に係る経費を予算計上しております。

それでは、歳入歳出予算の主なものについて説明をさせていただきます。

初めに、歳入予算といたしまして、10ページ、11ページをお願いいたします。

16款3項委託金1,400万円につきましては、参議院選挙費委託金でございます。

次に、20款1項繰越金につきましては、繰越額が確定しましたので今回360万円を見込むものでございます。

次に、歳出予算について説明をさせていただきます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

2款4項選挙費1,760万円につきましては、参議院議員補欠選挙の執行に係る職員手当などの必要な経費を予算計上しております。

以上、議案第48号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（笠井一司君） 以上で補足説明が終わりました。

これより議案第48号について質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題になっております議案第48号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） ご異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第48号令和5年度阿波市一般会計補正予算（第5号）についてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

- 日程第 5 議案第40号 令和4年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議案第41号 令和4年度阿波市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第42号 令和4年度阿波市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第43号 令和4年度阿波市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第44号 令和4年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第45号 令和4年度阿波市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議案第46号 令和4年度阿波市御所財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議案第47号 令和4年度阿波市水道事業会計決算認定について
- 日程第13 議案第49号 令和5年度阿波市一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第14 議案第50号 令和5年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 議案第51号 阿波市職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第 16 議案第 52 号 阿波市印鑑登録条例の一部改正について

日程第 17 議案第 53 号 阿波市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する  
基準を定める条例の一部改正について

日程第 18 報告第 5 号 令和 4 年度阿波市健全化判断比率及び資金不足比率につ  
いて

○議長（笠井一司君） 日程第 5、議案第 40 号令和 4 年度阿波市一般会計歳入歳出決算  
認定についてから日程第 18、報告第 5 号令和 4 年度阿波市健全化判断比率及び資金不足  
比率についてまでの計 14 件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町田市長。

○市長（町田寿人君） 本日提案をさせていただいております令和 5 年第 3 回阿波市議会  
定例会への提出議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今定例会におきましては、決算認定 8 件、予算案件 2 件、条例案件 3 件、報告案件 1 件  
の計 14 件について審議をお願いするものでございます。

最初に、議案第 40 号令和 4 年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第  
46 号令和 4 年度阿波市御所財産区特別会計歳入歳出決算認定についてまでの 7 件につ  
きましては、地方自治法第 233 条第 2 項の規定に基づき監査委員の審査に付しましたの  
で、同条第 3 項の規定により議会の認定をお願いするものでございます。

次に、議案第 47 号令和 4 年度阿波市水道事業会計決算認定につきましては、地方公営  
企業法第 30 条第 2 項の規定に基づき監査委員の審査に付しましたので、同条第 4 項の規  
定により議会の認定をお願いするものでございます。

次に、議案第 49 号令和 5 年度阿波市一般会計補正予算（第 6 号）につきましては、追  
加補正予算額 3 億 8,100 万円でございます。

主な事業といたしましては、ふるさと納税におきまして、現在想定を上回る寄附をいた  
だいているところであり、それに伴う返礼品や手数料等のふるさと納税関連経費、市単  
独の道路新設改良事業費、農業用水利施設等を整備する県営及び団体営の土地改良事業に係  
る負担金などを計上しております。

次に、議案第 50 号令和 5 年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）につ  
きましては、追加補正予算額 1 億 2,310 万円でございます。

次に、議案第 51 号阿波市職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、新型イ

ンフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、条例の一部改正を行うものです。

次に、議案第52号阿波市印鑑登録条例の一部改正につきましては、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部改正を行うものです。

次に、議案第53号阿波市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、国の放課後児童健全育成事業実施要綱の改正に伴い、条例の一部改正を行うものです。

次に、報告第5号令和4年度阿波市健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき監査委員の審査に付しましたので、報告をさせていただきますのでございます。

以上、議案等について提案理由の説明を申し上げましたが、議案内容の詳細につきましては、この後、担当部長等から説明をさせていただきますので、十分ご審議の上、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、提出されております各議案について補足説明を求めます。

川人会計管理者。

○会計管理者（川人啓二君） ただいま市長からご提案申し上げました議案のうち、議案第40号令和4年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第46号令和4年度阿波市御所財産区特別会計歳入歳出決算認定についてまでの7議案につきまして補足説明をいたします。

資料として、お手元に配付しておりますA3の用紙の1枚物、表題に令和4年度阿波市一般会計歳入歳出決算表と記載してあるものをご覧ください。

この表の上段左から一般会計の歳入、右側に一般会計の歳出及び中ほどに実質収支額などを記載しております。この資料によりまして決算の概要をご説明いたしますので、よろしく願いいたします。

なお、説明中、表の中の収入済額、支出済額をそれぞれ歳入決算額、歳出決算額と読み替えさせていただきます。

それでは初めに、上段の表の左側の歳入の決算額、表の下、①の矢印のところ。総額で211億6,351万7,270円になり、前年度と比較して、率にしてマイナス5.9%、金額にして約13億4,400万円の減額となります。

続いて、右側の歳出の決算額の表の下、②の矢印のところでは、総額で202億1,142万9,713円となっており、前年度と比較して、率にしてマイナス6%、金額にして約13億300万円の減額となります。

これにより、歳入歳出の差引き額、①-②は9億5,208万7,557円となっております。

また、令和5年度の繰越事業の合計は③の矢印のところでは、総額が6億885万1,000円で、14事業あり、このうち翌年度への繰り越すべき財源が④矢印の1億4,284万9,000円となっております。

したがって、実質収支額は①-②、歳入歳出差引額9億5,208万7,557円から翌年度への繰り越すべき財源、④1億4,284万9,000円を差し引いた金額8億923万8,557円の黒字となっております。

続きまして、左側の歳入の主なものについて説明いたしますと、自主財源の根幹をなす1款市税は、前年度より固定資産税が増加したことにより、36億4,855万3,815円となっております。

次に、15款国庫支出金につきましては、前年度より新型コロナウイルス感染症に関する交付金等が減少し、35億3,714万7,595円となっております。

次に、22款市債につきましては、臨時財政対策債の借入額の減少により11億4,580万円となっております。

続きまして、右側の歳出の主なものについて説明いたしますと、3款民生費は、住民税非課税世帯等臨時特別給付事業費や子育て世帯臨時特別給付金支給事業費などの減少により74億4,204万4,969円となっております。

次に、4款衛生費につきましては、伊沢谷飲料水供給施設整備事業の事業終了などにより、前年度より減少し、20億7,922万5,672円となっております。

次に、8款土木費につきましては、スマートインターチェンジ整備事業の本格着工などによる増加により15億463万8,980円となっております。

続きまして、真ん中の表の令和4年度阿波市特別会計歳入歳出決算表について説明いたします。

この表には、国民健康保険特別会計をはじめ6つの特別会計の決算状況を記載しております。その総額は、合計の白い矢印のところ、歳入決算額99億7,888万780円、歳出決算額96億2,360万463円、歳入歳出差引額3億5,528万317円とな



っております。また、翌年度繰越額は、農業集落排水事業特別会計の2, 260万円となっております。

実質収支額は、翌年度への繰り越すべき財源が0円になりますので、歳入歳出差引額と同額の3億5, 528万317円の黒字となっております。

また、資料の一番下に基金残高状況の表を載せてあります。一般会計と特別会計、それぞれ基金に属する現金と有価証券の一覧となります。

一般会計の基金に属する現金及び有価証券の4年度末の残高合計は、表右、上側の黒色の矢印のところ、146億5, 715万4, 905円であり、昨年度より5億8, 039万9, 445円増加しております。内訳は、現金が123億5, 715万4, 905円、有価証券は23億円となっております。

また、特別会計の基金は、国民健康保険と介護保険の2つであり、合計は下の矢印、8億2, 202万686円となっております。

全てを合わせますと、154億7, 917万5, 591円となっております。

なお、財産に関する調書並びに主要な施策の成果に関する説明書を決算書に掲載しておりますので、後ほどご高覧ください。

以上、簡単ではございますが、議案第40号から議案第46号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（笠井一司君） 吉岡水道部長。

○水道部長（吉岡 宏君） それでは、議案第47号について補足説明をさせていただきます。

議案第47号令和4年度阿波市水道事業会計決算認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和4年度阿波市水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年8月28日提出、阿波市長。

決算書の2ページ、3ページをお願いいたします。

1、収益的収入及び支出の決算概要でございますが、収入欄第1款水道事業収益、右のページ決算額6億9, 373万6, 723円に対し、下欄支出第1款水道事業費用が、決算額5億9, 861万438円で、差引き9, 512万6, 285円となっております。

次に、4ページ、5ページをお願いいたします。

2、資本的収入及び支出の決算概要でございますが、収入欄第1款資本的収入、右のペ

一 決算額 3 億 5, 580 万円に対し、下欄支出第 1 款資本的支出が、決算額 5 億 4, 199 万 3, 619 円で、行の下、資本的収入額が資本的支出額に不足する額 1 億 8, 619 万 3, 619 円は、過年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1, 129 万 7, 548 円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 3, 452 万 8, 135 円及び過年度分損益勘定留保資金 1 億 4, 036 万 7, 936 円で補填をしております。

以上、議案第 47 号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（笠井一司君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） それでは、議案第 49 号令和 5 年度阿波市一般会計補正予算（第 6 号）について補足説明をさせていただきます。

令和 5 年度阿波市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 8, 100 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 208 億 1, 290 万円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

第 2 条、地方債の追加及び変更は、第 2 表地方債補正による。

令和 5 年 8 月 28 日提出、阿波市長。

この補正予算（第 6 号）につきましては、6 月補正予算後の状況変化等を踏まえ、早急に取り組むべき事業、人事異動に伴う人件費、ふるさと納税に要する経費などについて予算計上しております。

次に、5 ページをお願いいたします。

第 2 表地方債補正についてでございます。

追加につきましては、総務債 3, 500 万円、農林水産業債 3, 160 万円、土木債 1, 710 万円を限度額としてお願いするもので、変更につきましては、総務債、土木債、教育債の限度額の変更でございます。補正後の限度額総額は 16 億 2, 890 万円でございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものについて説明をさせていただきます。

初めに、歳入予算といたしまして、14 ページ、15 ページをお願いいたします。

18 款 1 項寄附金 1 億 3, 020 万円につきましては、主なものといたしまして、ふるさと納税による寄附金でございます。

次に、19款1項基金繰入金4,255万円につきましては、主なものといたしまして、一般廃棄物中間処理施設対策基金繰入金でございます。

次に、20款1項繰越金につきましては、繰越額が確定しましたので、今回3,883万9,000円を見込むものでございます。

次に、16ページ、17ページをお願いいたします。

22款1項市債9,100万円につきましては、主なものといたしまして、県営土地改良事業のための一般補助施設整備等事業債、道路新設改良のための道路新設改良事業債でございます。

次に、歳出予算について説明をさせていただきます。

20ページ、21ページをお願いいたします。

2款1項総務管理費4,806万1,000円につきましては、主なものといたしまして、ふるさと納税返礼品に係る経費でございます。

次に、32ページ、33ページをお願いいたします。

6款2項農地費4,212万6,000円につきましては、主なものといたしまして、県営土地改良事業の負担金で、排水機場の補修や排水路改修などを行うものでございます。

次に、34ページ、35ページをお願いいたします。

8款2項道路橋りょう費1億3,511万円につきましては、主なものといたしまして、道路維持費では、道路等の修繕や草木の運搬処分料、道路新設改良費では、市道の舗装や改良のための予算を計上しております。

次に、42ページ、43ページをお願いいたします。

13款2項基金費6,500万円につきましては、ふるさと応援給付金によるふるさと応援基金積立金でございます。

最後に、47ページをお願いいたします。

この調書は、5ページの地方債補正の追加及び変更に基づき調整をしたもので、表の右下、当該年度末現在高見込額の合計額は179億1,431万1,000円でございます。

以上、議案第49号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（笠井一司君） 稲井健康福祉部長。

○健康福祉部長（稲井誠司君） それでは、議案第50号について補足説明をさせていただきます。

議案第50号令和5年度阿波市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,310万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億2,010万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和5年8月28日提出、阿波市長。

今回の補正予算につきましては、前年度の介護給付費負担金の実績額の確定に伴う償還金の追加補正や職員の定期異動に伴う人件費の調整等によるものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものについて説明をさせていただきます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

初めに、歳入につきましては、上から4行目、3款国庫支出金、2項国庫補助金の補正額が1,020万2,000円の追加で、右のページ、保険者機能強化推進交付金や介護保険保険者努力支援交付金等の交付額の確定によるものでございます。

次に、12、13ページをお開きください。

上から2行目、8款繰入金、1項一般会計繰入金の補正額が880万2,000円の追加で、主に職員の定期異動に伴う人件費の増額や前年度の国、県低所得者保険料軽減負担金の確定に伴い繰入れをするものでございます。

次に、中段の9款繰越金、1項繰越金の補正額が1億137万2,000円の追加で、前年度繰越金でございます。

続きまして、歳出の主なものについて説明をさせていただきます。

14、15ページをお願いいたします。

上から2行目、1款総務費、1項総務管理費の補正額48万2,000円の追加及び下から2行目の5款地域支援事業費、補正額801万5,000円の追加につきましては、主に職員の定期異動に伴う人件費の調整によるものでございます。

続いて、中段の2款保険給付費、補正額250万円の追加につきましては、介護住宅改修や介護予防福祉用具購入に係る申請件数の増加によるものでございます。

次に、16、17ページをお願いいたします。

中段の7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金の補正額が1億1,196万円の追加で、前年度の介護給付費負担金など実績額の確定に伴う国や県への返還金でございます。

以上、議案第50号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようお願いいたします。

○議長（笠井一司君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） それでは、議案第51号について補足説明をさせていただきます。

議案第51号阿波市職員の給与に関する条例の一部改正について。

阿波市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年8月28日提出、阿波市長。

この条例の改正につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、条文中、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改めるとともに、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴う引用条項のずれを改めるものでございます。

施行日につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の施行の日またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日でございます。

以上、議案第51号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同いただきますようお願いいたします。

○議長（笠井一司君） 岩野市民部長。

○市民部長（岩野竜文君） 続きまして、議案第52号について補足説明をさせていただきます。

議案第52号阿波市印鑑登録条例の一部改正について。

阿波市印鑑登録条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年8月28日提出、阿波市長。

今回の条例改正につきましては、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正に伴い、これまで個人番号カード、マイナンバーカードのみに記録されていた利用者証明用電子証明書が、移動端末設備、スマートフォンにも記録が可能となったことから、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、印鑑登録証明書のコンビニ交付において個人番号カード、マ

イナンバーカードによる申請に加え、新たに利用者証明用電子証明書が記録された移動端末設備、スマートフォンによる申請が可能となるものでございます。

施行日は、規則で定める日からでございます。

以上、議案第52号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（笠井一司君） 稲井健康福祉部長。

○健康福祉部長（稲井誠司君） 続きまして、議案第53号について補足説明をさせていただきます。

議案第53号阿波市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

阿波市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年8月28日提出、阿波市長。

本条例の改正につきましては、国の放課後児童健全育成事業実施要綱が改正され、放課後児童支援員の資格要件が変更されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、条例の附則第3条に定める職員に関する経過措置において、第1項中「この条例の施行の日から令和5年3月31日までの間」を「当分の間」に、また第10条第4項の規定の適用について、同項中「修了したもの」とあるのは、「令和5年3月31日までに修了する」を「その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を修了する」に改めるものでございます。

施行日につきましては、公布の日としております。

以上、議案第53号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようお願いいたします。

○議長（笠井一司君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） それでは、報告第5号令和4年度阿波市健全化判断比率及び資金不足比率について補足説明をさせていただきます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和4年度阿波市健全化判断比率及び資金不足比率について監査委員の意見をつけて

報告する。

令和5年8月28日提出、阿波市長。

初めに、一般会計等に係る健全化判断比率についてでございますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、全ての会計が黒字決算であることから、赤字の数値はございません。

次に、実質公債費比率につきましては7.7%で、早期健全化基準の25%の範囲内となっており、対前年比0.1ポイントの減となっております。

また、将来負担比率につきましては、負債より資産が多いことから、数値はございません。

続いて、公営企業会計に係る資金不足比率につきましては、全ての公営企業で資金不足額が生じていないことから、数値はございません。

以上、報告第5号の補足説明とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 以上で補足説明が終わりました。

ここで、議案第40号令和4年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第47号令和4年度阿波市水道事業会計決算認定についての決算認定8件と報告第5号令和4年度阿波市健全化判断比率及び資金不足比率について、代表監査委員の報告を求めます。

中野代表監査委員。

○代表監査委員（中野修一君） 代表監査委員の中野でございます。

決算審査報告を行います。

令和4年度の一般会計、特別会計、水道事業会計及び財政健全化法に係ります各比率につきまして審査を行いました結果、会計及び決算処理は正確に実施されておりました。また、諸帳簿、証憑書類等につきましても、適正かつ確実に整理されておりました。

財政健全化法に係ります各比率につきましては、各比率とも健全化基準の範囲内でございます。結果といたしまして、現在のところ阿波市の財政運営は、市民の期待に沿うよう健全に推移しております。

内容につきましては、お手元の議案書の中に、我々委員から意見を提示してございますので、ご覧いただけたらと思います。

以上でございます。

○議長（笠井一司君） 以上で報告が終わりました。

ただいま議題となっております議案中、議案第40号令和4年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定については、8人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第40号は、8人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条の規定により、議長により指名いたします。

委員に、三浦三一君、阿部雅志君、木村松雄君、笠井安之君、北上正弘君、武澤豪君、野口加代子さん、黒川理佳さん、以上8人を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました8人の諸君を決算審査特別委員に選任することに決定しました。

選任された委員におかれましては、本日、委員会を開催の上、正副委員長を決定していただきますようお願いいたします。委員の皆様は議長室へお集まりください。

暫時休憩いたします。

午前11時10分 開議

午前11時17分 再開

○議長（笠井一司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど設置されました決算審査特別委員会の委員長に笠井安之君、副委員長に北上正弘君が選任されましたので、ご報告いたします。

~~~~~

**日程第19 請願第2号 森林整備を一層推進するための森林環境譲与税の譲与基準の見直しに関する請願**

○議長（笠井一司君） 次に、日程第19、請願第2号森林整備を一層推進するための森林環境譲与税の譲与基準の見直しに関する請願を議題といたします。

紹介議員であります竹内政幸議員に説明を求めます。



○4番（竹内政幸君） それでは、請願第2号森林整備を一層推進するための森林環境譲与税の譲与基準の見直しに関する請願について、紹介議員として説明させていただきます。

朗読いたします。

我々森林組合系統は、地球温暖化防止や国土保全、水源涵養等森林の有する多面的機能の発揮に向け、日々森林整備等に取り組んでおります。

近年は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて森林の役割に対する期待が高まるほか、局地的豪雨による山地災害の多発等により、森林整備の必要性も増しております。

このような中、令和元年度からは森林経営管理制度の開始とともに、森林環境譲与税が導入され、市町村が主体となった手入れ不足の私有林、人工林の意向調査や整備等が順次進められてきたところであります。林野庁において公表された森林環境譲与税の活用状況によると、着実に活用実績は増加してきております。全国合計ではいまだ単年度譲与額に対し100%を超える金額とはなっておりませんが、これまで市町村が地道に行ってきた森林経営管理制度に基づく意向調査は着実に進んでおり、この結果を踏まえた間伐等の森林整備を今後さらに本格的に進めていくことが必要となっております。

また、森林環境譲与税により森林整備を進めることは、山の木材供給力を高め、その結果として木材利用を推進することとなり、地域産業の発展に大きく寄与するところであります。

我々森林組合系統は、森林整備の担い手として、森林組合員と共に森林環境譲与税を活用した地域の森林整備に全力を挙げて取り組む決意であります。

つきましては、下記事項について地方自治法第99条に基づく決議をしていただければよう請願いたします。

森林整備を一層推進するため、森林の多い地域への森林環境譲与税の配分を高めるよう、譲与基準の見直しをすること。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、以上でございます。

ご審議をいただきまして、採択されますようお願い申し上げます。

○議長（笠井一司君） 説明が終わりました。

ただいま議題となっております請願第2号については、会議規則第141条の規定によ

り、お手元に配付の請願文書表のとおり産業建設常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告します。

次回は、9月7日午前10時から代表質問、一般質問であります。

本日はこれをもって散会いたします。

午前11時23分 散会